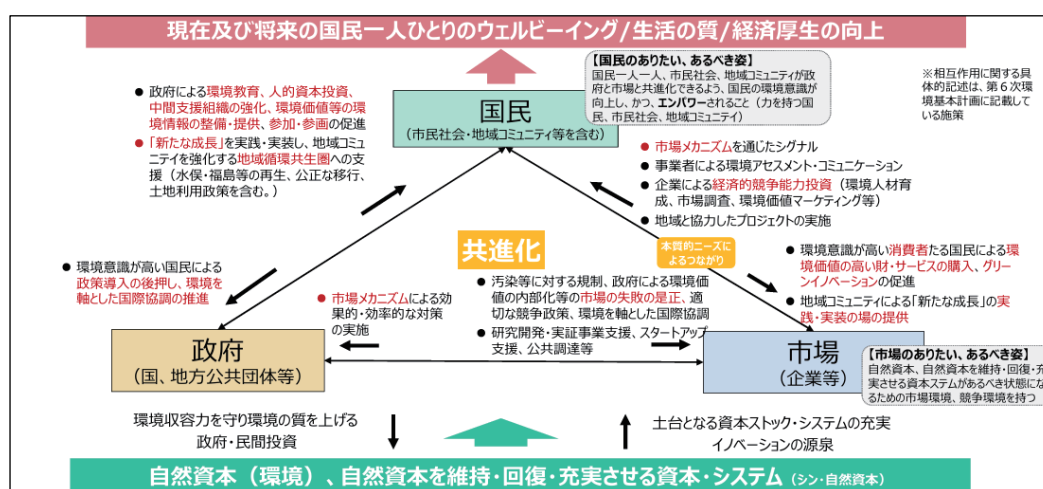


2 国の動向

(1) 第六次環境基本計画

国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しており、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。目指すべき社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけます。そのため、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）について設定をしています。



◆政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現のイメージ
出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省）

(2) 2050年カーボンニュートラル宣言

国は、「パリ協定」に定める目標「世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続」等を踏まえ、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。これにより、「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律

「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付けているもので、令和6年3月に改正されました。また、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定しています。

(4) 地球温暖化対策計画

IPCC が公表した「1.5℃特別報告書」を受けて、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも 1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務であることから、日本においても令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

令和 7 年 2 月には前計画の改定が行われ、閣議決定がされました。これにより 2050 年ネットゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和 17 年度と令和 22 年度において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比それぞれ 60%、73%削減することを目指しています。

◆地球温暖化対策計画におけるガス別その他の区分ごとの目標・目安

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:百万 t-CO ₂)	平成 25 年度 (2013 年度) 排出実績	令和 12 年度 (2030 年度) 排出量	削減率
		1,407	760
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677	▲45%
産業部門	463	289	▲38%
業務その他部門	235	115	▲51%
家庭部門	209	71	▲66%
運輸部門	224	146	▲35%
エネルギー転換部門	106	56	▲47%
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0	▲15%
メタン	32.7	29.1	▲11%
一酸化二窒素	19.9	16.5	▲17%
代替フロン等4ガス	37.2	20.9	▲44%
温室効果ガス吸収量	—	47.7	—

出典：「地球温暖化対策計画 概要版」（環境省）より作成

(5) 気候変動適応法

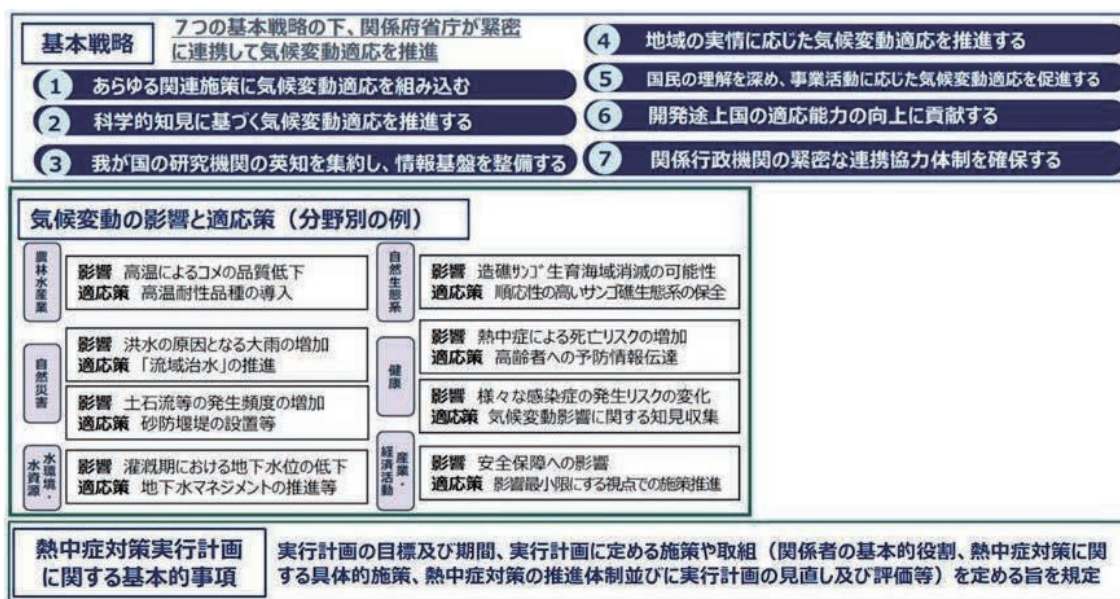
地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化し、適応策の法的仕組みを定めた法律であり、平成 30 年 12 月に施行されました。

適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開等が定められ、国は「気候変動適応計画」を策定し、都道府県及び市町村は「気候変動適応計画」の策定及び「気候変動適応センター」の設置が努力義務とされています。

(6) 気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法（平成30年度12月施行）第8条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供などの気候変動影響の総合的な評価等を勘案して、令和3年10月に改定されました。「気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

また、令和5年5月には、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われました。



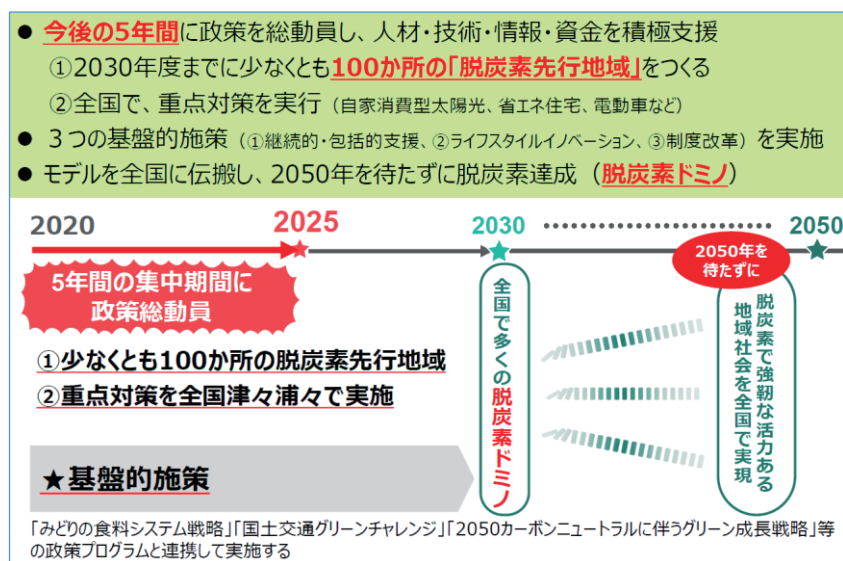
◆気候変動適応計画の概要

出典：「気候変動適応計画の概要」（環境省）

(7) 脱炭素ロードマップ

国は、令和3年に地域脱炭素ロードマップを策定し、令和12年度（2030年度）までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

地域脱炭素が意欲と実現可能性の高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、令和2年度から7年度までの5年間を集中期間として政策を総動員し、令和12年度（2030年度）までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。



◆地域脱炭素ロードマップ対策・施策の全体像

出典：「地域脱炭素ロードマップ 概要版」（環境省）

(8) 第7次エネルギー基本計画

エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S+3Eの視点が重要であると示されています。

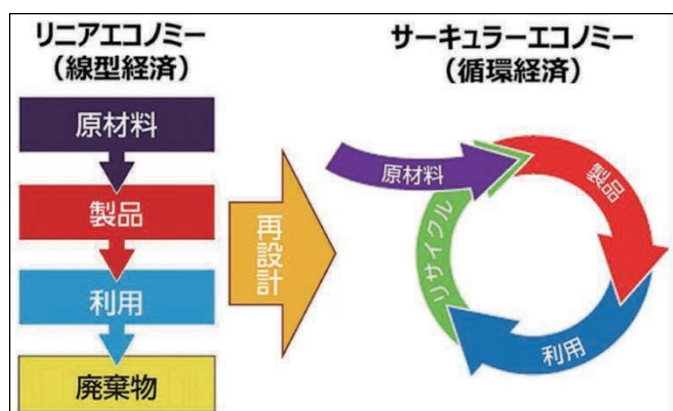
その上で、「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示し、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服するための安全性確保を大前提として、安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことが重要なテーマとしています。

令和7年2月には、本計画が改定され、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から、令和22年（2040年）やその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3Eの原則の下、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめています。

(9) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが必要不可欠となっています。

循環型社会の形成を目指し、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現が達成された姿」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行が達成された姿」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進が達成された姿」を将来像として示しています。



◆サーキュラーエコノミー

出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

(10) 食品ロスの削減の推進に関する法律

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、食品ロスの削減に真摯に取り組むべき課題であることを明示しています。食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことと明記しています。

食品ロスの削減に関して、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることによって、総合的に推進することを目的として、令和2年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

(11) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

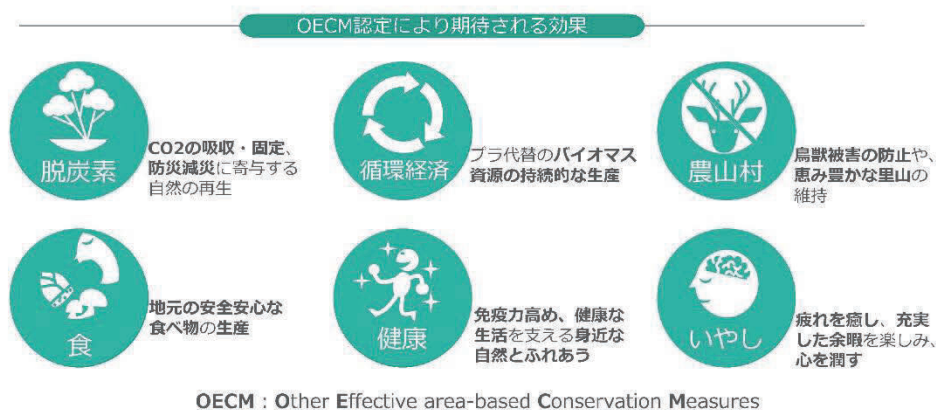
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえ、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

(12) 生物多様性国家戦略 2023-2030

令和4年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、平成22年に採択された愛知目標の後継となる、令和12年(2030年)までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されています。日本ではこれに先立ち、生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、令和5年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。同戦略は、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を記載するとともに、目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。このネイチャーポジティブ実現のため、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30(サーティーバイサーティー)目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動計画を具体的に示しています。

— 30 by 30 —

- 保護地域(国立公園等)の更なる拡充・管理
- 保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の認定(社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)



◆30by30による効果

出典：「次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方」(環境省)

(13) 環境教育・環境情報

持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動を「持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)」(以下「ESD」という。)といいます。令和元年12月に採択された国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」は、ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものとしています。

「ESD for 2030」等を踏まえ、国は、令和3年5月に「我が国におけるESDに関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」が策定されました。

3 埼玉県動向

(1) 埼玉県環境基本計画（第5次）

埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るとともに、人口減少・少子高齢化、大雨や台風の増加、海洋プラスチックごみ問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動き、SDGsの達成に向けた取組の広がりなど、環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために計画を策定しています。長期目標として「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を掲げ、施策を展開しています。

(2) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）改正版

埼玉県では、今世紀末に平均気温が今世紀のはじめより最大4.3℃上昇するという予測結果（地球温暖化が最も進行するシナリオ；RCP8.5）が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっているため、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として掲げ、取組を進めています。

パリ協定に基づく国際的な目標や国の計画を考慮し、令和12年度（2030年度）を目標年度とし、埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減することを目標としています。

温対法に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）として、緩和策に取組むだけでなく、気候変動適応法に基づく、気候変動適応計画として、適応策についても取組を定めています。

(3) 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正版

温室効果ガス排出量の削減目標を令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で46%削減とし、さらに50%削減の高みに向けて挑戦するとしています。

この目標達成に向けて、「自分ごと化による対策推進」、「財やサービスの購入等に当たっての取組」、「建築物の建築、管理等に当たっての取組」、「大規模事業所による削減取組」、「フロン類の排出抑制」、「吸収源対策の実施」の6つの取組を推進するとしています。

(4) 地球温暖化対策（適応策）の方向性

埼玉県では、夏の異常高温による農作物への著しい被害の発生、時間雨量50mmを超えるような集中豪雨の増加や多数の県民が熱中症で搬送されるなど、温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。国の気候変動影響評価を踏まえ、地球温暖化対策推進委員会に設置された適応策専門部会で検討した県における影響評価結果及び既存施策等の点検結果を整理し、今後の取組の方向性を示しています。また、適応策を実施し、適応策専門部会において気候変動に関する情報や施策の実施状況について情報共有を行うこととしています。

(5) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県の廃棄物の排出量は全国的にも高い水準であり、廃棄物の削減や資源化の推進が必要であるとともに、災害廃棄物の適正処理や少子高齢化・人口減少における持続可能な廃棄物処理に向けた取組が求められていることを踏まえ、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の4つの施策を中心に取組を展開しています。

特に重点的に取組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくことや、一般廃棄物の再生利用率と食品ロス量を新たな目標として掲げています。

(6) 埼玉県生物多様性保全戦略

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略」といった国の方針等を参考に、埼玉県の生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用を実現させるための取組として、「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」、「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」、「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」の3つの基本戦略を定めています。

この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取組内容を示しています。

(7) 第3次埼玉県広域緑地計画

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑の保全などに関する目標や施策の方向性を示すものであり、社会情勢の変化やより一層緑の保全・創出・活用の取組を推進していくとともに、効果的な緑の施策を展開していくことができるよう、令和4年に「第3次埼玉県広域緑地計画」として策定されました。

緑を守り育て活かすことを通じて、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指し、緑の将来像を「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」としています。この緑の将来像を共通の羅針盤として、長期的な視点で着実に緑を守り育てていくこととしています。

4 本市の動向

(1) 第6次八潮市総合計画

「第6次八潮市総合計画」は、まちづくりの基本理念を「共生・協働」「安全・安心」と定めています。まちづくりの推進にあたっては、多様な価値観や考え方を積極的に導入していく「彩り」と社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応していく「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

また、基本理念に基づき、将来都市像として「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を掲げ、基本目標を「産業の振興による持続可能で活気のあるまちづくり」、「人や情報の交流による「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の推進」、「保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり」、「誰もが暮らしやすい、安全・安心なまちづくり」の4つとしてデジタルの力を活用しつつ、取組を進めています。

(2) 八潮市都市計画マスタープラン

将来の都市のあり方を思い描き、新しい時代を切り拓く都市計画の指針として、今後のまちづくりの方向性を示すための計画です。令和5年3月に計画の改定を行い、目指すべき将来都市像として、「次代へつづく、暮らしやすさが実感できる都市 やしお」を掲げ、7つの基本方針と分野ごとに方針を示した「全体構想」と、市民の主体的なまちづくりへの参加や協力を促すために、身近なまちづくりの課題や方針について示した「地域別構想」に基づきまちづくりを進めています。



◆将来都市構造図

(3) 八潮市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。基本理念として、ごみ処理編では「市民、事業者、市の共生・協働による持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、生活排水処理編では「生活排水処理施設の着実な整備による安心・安全な水環境の実現」を掲げており、ごみの減量化や資源化、適正な処理に向けたごみ処理行政と生活排水処理行政に取り組んでいます。

(4) 八潮市緑の基本計画

「八潮市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条の規定に基づく、緑地の保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に進める指針となる計画です。緑の将来像を「共生・協働による水と緑ゆたかで健康なまち 八潮」とし、市民、民間事業者、行政等の様々な主体が緑について関心を持ち、協働して取り組むことにより、貴重な緑の保全と新たな緑の創出を進め、将来にわたって持続的に人と多様な生物が共生し、心身とも健康的に暮らせる質の高い緑のまちづくりを進めています。